

市の相談窓口

人権相談

18(火)13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

20(木)13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

5(水)・19(水)13時30分～15時30分 市役所1階
※電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

4(火)・11(火)・18(火)10時～15時 市役所1階
【女性限定】
20(木)10時～15時 花川南コミセン2階
25(火)は「女性相談サロン」開設(詳細はP14)
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる1階相談室2 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区地域包括支援センター ☎78・1030
浜益区地域包括支援センター ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談 ※窓口相談のみ

平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
石狩市ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、

その他無料法務相談
26(水)13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所
☎72・3558(電話予約も可)

雨水を污水管に流さないで!

公共下水道の污水管に雨水を流すと、次のような問題が発生する場合があります。

○汚水ポンプ場で処理しきれず、各家庭のトイレや台所の排水が流れにくくなる

○雨水が污水管へ流入すると下水道使用料の負担増につながる改善方法などが分からない方はお問い合わせください。

問合せ 下水道課 ☎72・3176
土・日・祝日は ☎72・3111

故障や下水道管が詰まったら

下水道管の故障で流れが悪くなったなら市が調査するのでご連絡

絡ください。なお、直接業者に調査を依頼した場合は、原因が公共ますであっても調査費用は依頼者の負担になります。

問合せ 下水道課 ☎72・3176
土・日・祝日は ☎72・3111

協定の締結

4月1日に(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション(東京都)と「災害時におけるレンタル物資の提供に関する協定」を締結しました。

問合せ 危機管理課
☎72・3190

行政相談

行政サービスに対する苦情、行政の仕組みや手続きに関する

る相談に応じ、解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行います。相談は無料、秘密厳守。

相談日時 毎月第3木曜13時30分～16時

場所 市役所1階相談室
【行政相談委員】※敬称略

菅野厚、砂子タケ子、木田彰
問合せ 広聴・市民生活課
☎72・3191

民生委員児童委員の変更

民生委員児童委員(主任児童委員)が変更になりました。

※敬称略
変更前 鈴木美子

変更後 荘司はるか
問合せ 福祉総務課

☎72・3152
石狩市民生委員児童委員連合協議会 ☎72・8341

中学校体育連盟競技大会参加助成事業

中学体育連盟主催の管内・全道・全国大会に出場する場合、必要経費を補助します。クラブチームでの申請も可。詳細は要問合せ。

対象 市内在住で大会に登録している生徒、引率者
対象経費 大会参加料、交通費、宿泊費など

※大会前に申請が必要。また、大会ごとに申請してください

問合せ 総務企画課
☎72・3169

放課後児童クラブ 夏休み一時利用申し込み

対象 小学生

日時 学校夏期休業日8時～18時30分 ※日曜・祝日除く

必要な物 印鑑・就労証明書
※昨年度利用者も要提出

費用 日額300円 ※別途保険料、欠席分は還付不可

そのほか 申込多数時調整。定員に達しているクラブは申込不可。詳細は市HPをご確認ください

申込期間 3(月)～21(日)金
申込・問合せ 子ども政策課
(市役所1階)

18番窓口)
☎72・3192



▲市HP

国民健康保険税の課税限度額などが変わります

☎ 国民健康保険課 ☎ 72・3123

① 課税限度額

令和6年度から課税される国民健康保険税の上限額は、次のとおりです。

区 分	現 行	改正後
医 療 保 険 分	65万円	65万円
後期高齢者支援金分	20万円	<u>22万円</u>
介 護 保 険 分	17万円	17万円
計	102万円	<u>104万円</u>

② 軽減措置

国民健康保険税は世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。令和6年度以降、5割・2割の軽減措置の対象となる世帯の所得が引き上げられます。

軽減割合	現 行	改正後
7割	世帯の所得の合計額が43万円 +(給与所得者等 ^{*1} の数-1)×10万円以下	変更なし
5割	世帯の所得の合計額が43万円+(29万円×加入者・ 特定同一世帯所属者 ^{*2} の人数)+(給与所得者等 の数-1)×10万円以下	世帯の所得の合計額が43万円+(<u>29.5万円</u> ×加入 者・特定同一世帯所属者の人数)+(給与所得者等 の数-1)×10万円以下
2割	世帯の所得の合計額が43万円+(<u>53.5万円</u> ×加入 者・特定同一世帯所属者の人数)+(給与所得者等 の数-1)×10万円以下	世帯の所得の合計額が43万円+(<u>54.5万円</u> ×加入 者・特定同一世帯所属者の人数)+(給与所得者等 の数-1)×10万円以下

※1 給与所得者等：次のいずれかに該当する方

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 65歳未満で公的年金の収入金額が60万円を超える方
- 65歳以上で公的年金の収入金額が125万円を超える方

※2 特定同一世帯所属者：国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した後、継続して同一世帯に属する方

今年で8年目!
延べ800人以上が
参加しています!

量ってダイエット大作戦 参加者大募集

☎ 健康推進課 ☎ 72・3124
FAX 75・2270
✉ kenkous@city.ishikari.hokkaido.jp

運動不足に食べ過ぎ…久々に体重計に乗ったらびっくり! という方も多いのではないのでしょうか?
ご自身の生活を見直すきっかけとしてチャレンジしてみませんか?

チャレンジ期間
24(月)～9/21(土)

方法は簡単! 毎日自宅で、朝・晩の体重
を測定し、グラフに記録するだけです。

●対象

18～74歳の市民または市内に通勤・通学する方で、下記

①②のどちらかに当てはまる方

①BMI23以上または腹囲が男性85cm以上女性90cm以上

②過去の参加者

●申込方法

18(火)までに①または②で申し込み

①申込先へ電話またはメール

→ 後日送付する申込用紙を郵送・ファクス・
持参のいずれかで提出

②右の申込フォームから



▲申込フォーム

参加特典

※③～⑤希望者のみ

- ① 体重記録表 ② 参加賞
③ 食事診断 ④ 運動講座・栄養講座

⑤ 測定会

内 体成分分析装置「inbody」(脂肪と筋肉の
バランスや部位別筋肉量を測定)、ベジ
チェック(野菜の摂取レベルが分かる)、AGEs
測定(体内糖化検査、老化を進める物質を
測ります) など

日 20(木)・21(金)・24(月)・26(水)
※時間予約制